

第2節 広島の更なる3Rを進める「循環型社会の実現」

1 目指す姿

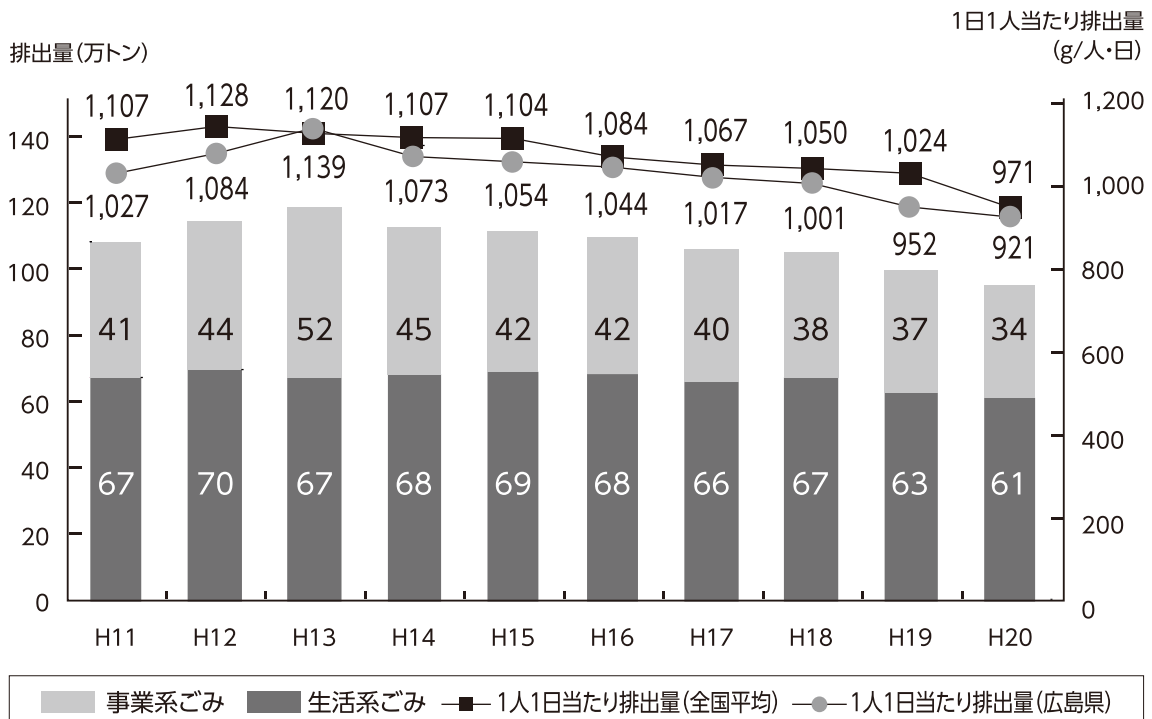
- 県民・事業者が、廃棄物の3R（発生抑制，再使用，リサイクル）のそれぞれの段階に応じた取組を展開することにより，天然資源の消費が少ない循環型社会が実現しています。
- 不法投棄・不適正処理が行われず，処理施設・リサイクル施設が充実し，廃棄物が安全・安心に処理されています。

2 現状と課題

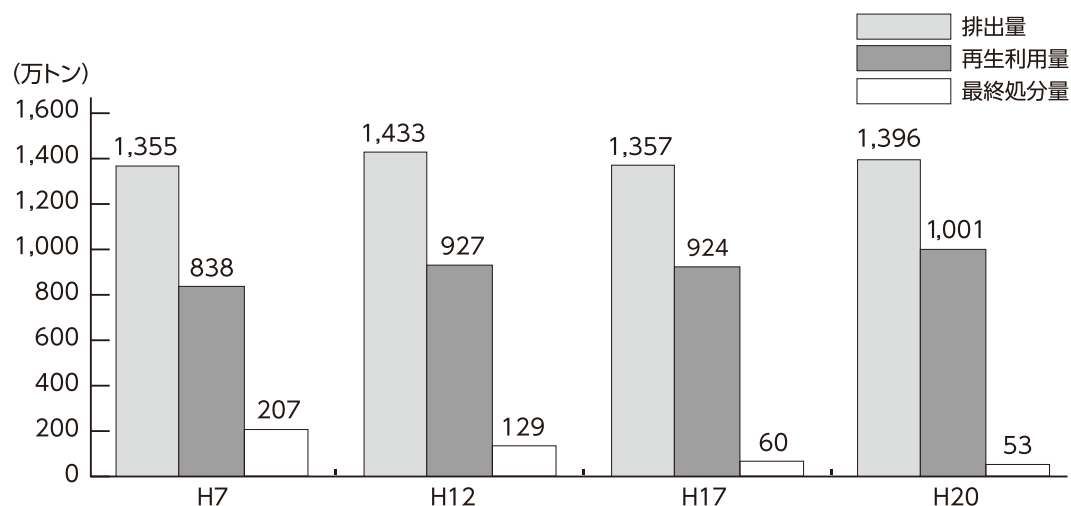
(1) 廃棄物の排出の状況

- 一般廃棄物は，市町が定める処理計画に沿って処理が行われています。県全体及び1人1日当たりの排出量はともに，平成13年度までは増加傾向にありましたが，平成14年度から，減少に転じています。
- また，事業者の責任で処理することになっている産業廃棄物の排出量は，おおむね年間1,400万トン前後で推移しています。

図表 2-2-1 一般廃棄物排出量の推移



図表 2-2-2 産業廃棄物排出量の推移（広島県）



図表 2-2-3 第2次廃棄物処理計画の減量化目標（一般廃棄物（ごみ））

単位：万トン

区 分	平成17年度 実 績		平成20年度 実 績			平成22年度 計画目標	
	排出量	排出量に 占める割合	排出量	排出量に 占める割合	計 画 目標比	排出量	排出量に 占める割合
排 出 量	106.6	—	95.3	—	△0.7%	96.0	—
再生利用量	21.4	20.1%	20.4	21.4%	▲15.0%	24.0	25.0%
最終処分量	15.9	14.9%	11.0	11.5%	△15.4%	13.0	13.5%

(注) △：計画目標値に比べて少ない（目標を達成している）

▲：計画目標値を超えている（目標を達成していない）

図表 2-2-4 第2次廃棄物処理計画の減量化目標（産業廃棄物）

単位：万トン

区 分	平成17年度 実 績		平成20年度 実 績			平成22年度 計画目標	
	排出量	排出量に 占める割合	排出量	排出量に 占める割合	計 画 目標比	排出量	排出量に 占める割合
排 出 量	1,357	—	1,396	—	△3.9%	1,453	—
再生利用量	924	68.1%	1,001	71.7%	0.0%	1,001	68.9%
最終処分量	60	4.4%	53	3.8%	▲12.8%	47	3.2%

(注) △：計画目標値に比べて少ない（目標を達成している）

▲：計画目標値を超えている（目標を達成していない）

(2) 再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）の状況

- 一般廃棄物、産業廃棄物ともに、各種リサイクル法の整備などを背景にしたリサイクルへの着実な取組により、再生利用率は増加傾向にありますが、循環型社会実現に向け、更なる3Rの推進が必要です。
- こうした状況を踏まえ、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）を推進するとともに、事業化に結びつくリサイクル技術の研究開発、リサイクル施設の整備、付加価値の高いリサイクル製品の生産や廃棄物のリサイクルシステム構築の取組を支援し、循環型社会ビジネスを振興する必要があります。

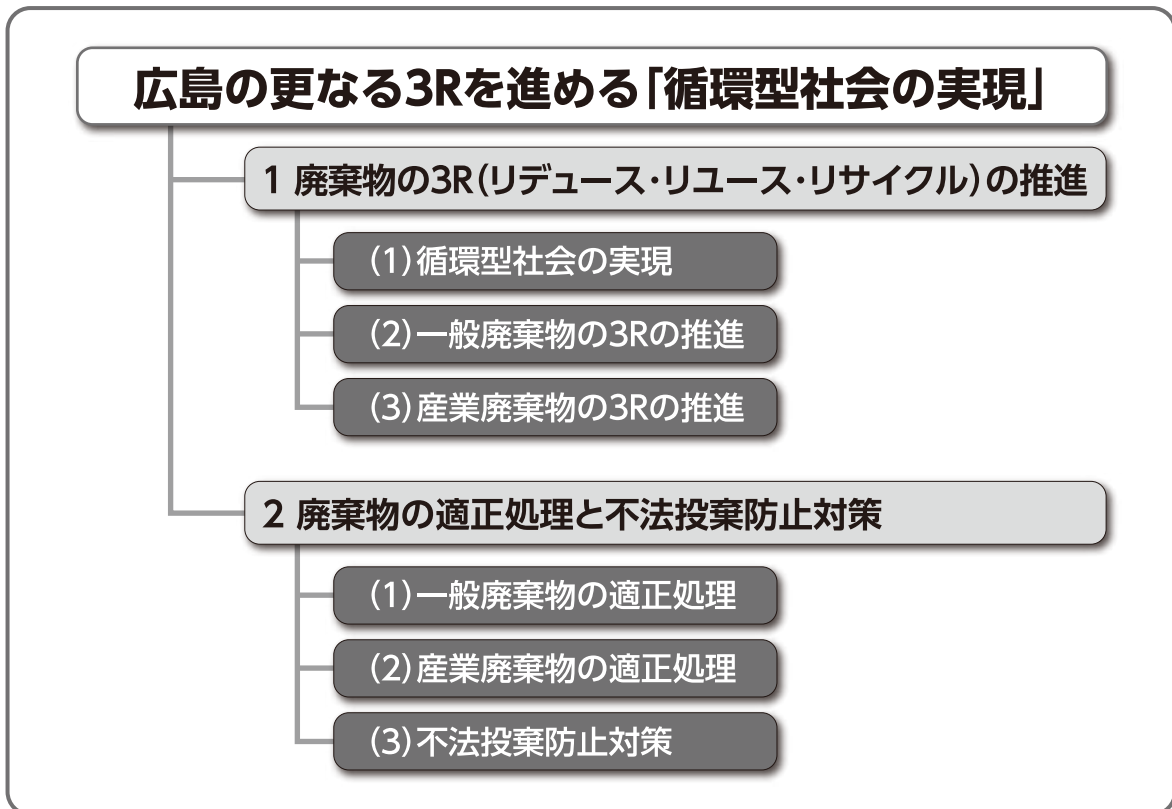
(3) 適正処理・不法投棄防止対策

- 依然として不法投棄等の不適正処理が後を絶たないことから、施設への立入検査や関係機関と連携して不法投棄・不適正処理の防止に積極的に取り組む必要があります。
- 廃棄物が適正に処理されるよう、効率的な施設の整備を図るとともに、優良な処理事業者の育成に努める必要があります。

(4) 処理施設の確保

- 一般廃棄物のごみ処理施設について、効率的・広域的・計画的な整備の推進を図る必要があります。
- 産業廃棄物の民間処分場の設置は困難な状況にあるため、これを補完する公共関与処分場を計画的に整備する必要があります。

3 施策の方向



4 主な施策

1 廃棄物の3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進

(1) 循環型社会の実現（循環型社会と低炭素社会の統合的実現）

○ リサイクルの推進

- ・事業者が実施するコベネフィット型技術³⁴を含めた発生抑制，減量化，リサイクル等の研究開発や施設整備を支援します。
- ・所定の要件・基準に適合したリサイクル製品の登録を行うとともに，リサイクル製品の普及促進，販路・利用用途の拡大に向けた取組を支援します。
- ・リサイクル技術等の研究開発などに携わる人材の育成に取り組みます。
- ・廃棄物のレアメタル³⁵の回収について検討を行います。
- ・廃棄物の焼却時に発生する熱の有効利用を図るため，事業者の熱回収施設導入の意向を把握し，支援のあり方を検討します。また，廃棄物処理法に基づく熱回収の知事認定を受けようとする業者の取組を支援します。

34. コベネフィット型技術：環境対策（廃棄物対策）と地球温暖化対策を同時に進めることができる技術。

35. レアメタル：地球上の存在量が稀であるか，技術的・経済的な理由により抽出困難な金属のうち，現在，工業用需要があり，今後も需要があるもの。又は，今後の技術革新に伴い，新たな工業用需要が予想されるもの。

○ **リサイクル産業の集積・育成**

- ・びんごエコタウンモデル地区（福山市箕沖町）におけるリサイクル産業の立地を推進し、企業間連携の推進とリサイクル産業の育成を図ります。
- ・引き続き、福山リサイクル発電事業³⁶（RDF³⁷発電・灰溶融）を実施し、可燃ごみの広域処理と熱回収（サーマルリサイクル）を通じた環境、資源、エネルギー対策を推進します。

(2) 一般廃棄物の3Rの推進○ **発生抑制及び減量化**

- ・ごみ処理の有料化の導入など、生活系・事業系ごみの減量化対策について、市町と連携して推進します。
- ・また、ごみの分別排出の徹底によるリサイクルの推進や一般廃棄物処理コスト分析等による効率的な処理等の推進を図ります。

(3) 産業廃棄物の3Rの推進○ **発生抑制及び減量化**

- ・「廃棄物処理法」及び「生活環境保全条例」に基づき、減量化計画の策定が義務付けられている多量排出事業者などに対し、実効性のある計画の策定や計画の着実な実施を指導します。

○ **建設廃棄物のリサイクルの推進**

- ・コンクリート、アスファルトコンクリート等のがれき類の再生品は、公共工事で積極的に使用することによりリサイクルを先導し、着実なリサイクルの推進を図るほか、リサイクルを容易にするため、分別解体又は現場条件に応じた分別の徹底を啓発します。

○ **廃プラスチック類・木くずの燃料化等を通じた減量化、再生利用**

- ・地球温暖化防止、資源の有効利用の観点から、廃プラスチック類の燃料化（RPF）が進められており、引き続き、こうした取組を推進します。また、木くずについては、原材料への使用又は熱利用により有効利用を図るとともに、木質バイオマス等の活用に向けた取組を支援します。

○ **産業廃棄物埋立税を活用した産業廃棄物の発生抑制及び減量化**

- ・産業廃棄物埋立税の活用施策のあり方について、外部有識者などとともに、更なる3Rの推進に向けた新たな施策展開を検討します。

36. 福山リサイクル発電事業：広域リサイクルシステムの中核として、福山市箕沖地区において、RDF を利用し、発電や灰溶融を行う事業。

37. RDF：Refuse Derived Fuel（ごみ固形燃料）の略。ごみに含まれる厨芥・紙などを乾燥・粉碎して石灰などを混ぜ、クレヨン状に成形加工した固形燃料のこと。

【環境の状態等を測る指標】

指標項目(内容)	単 位	現状値(H20)	目標値	目標年度
一般廃棄物排出量	万t	95.3	85.8	H27
一般廃棄物再生利用量		20.4	20.9	
一般廃棄物再生利用率	%	21.4	24.4	
一般廃棄物最終処分量	万t	11.0	9.5	
産業廃棄物排出量		1,396	1,502	
産業廃棄物再生利用量		1,001	1,081	
産業廃棄物再生利用率	%	71.7	72.0	
産業廃棄物最終処分量	万t	53	50	

2 廃棄物の適正処理と不法投棄防止対策

(1) 一般廃棄物の適正処理

- 適正処理対策の推進
 - ・高齢社会への対応など，社会環境の変化に対応した処理体制の構築に向けた市町への支援を行います。
- 処理施設の確保・維持管理
 - ・温暖化対策（廃棄物発電，熱回収等）も講じた一般廃棄物処理施設の計画的な整備，適正・効率的な維持管理について，市町への支援を行います。
- 災害廃棄物の処理対策の推進
 - ・広範囲な災害に備え，広域的な相互協力体制整備を推進します。

(2) 産業廃棄物の適正処理

- 適正処理の推進
 - ・廃棄物処理の基本である，廃棄物を自らの責任において適正に処理する「排出事業者責任」が徹底されるよう，監視指導や法制度の運用等において総合的な施策を展開し，適正処理を推進します。
 - ・産業廃棄物管理票制度の適切な運用等により，排出事業者による委託した産業廃棄物の処理状況の確認を徹底し，処理の流れを迅速かつ的確に把握できる電子マニフェスト³⁸の普及を図ります。
 - ・PCB 廃棄物を保管する事業者に，処理されるまでの適正な保管と，日本環境安全事業株式会社³⁹（北九州市）での計画的な処理を周知します。また，アスベスト⁴⁰廃棄物は，環境大臣の無害化処理認定を受けた施設による適正処理を推進します。

38. マニフェスト：産業廃棄物の排出事業者が処理業者に処理委託する際，不法投棄の防止や適正処理の確保を目的に交付する管理票。

39. 日本環境安全事業株式会社：高濃度 PCB 廃棄物の処理を行っている政府全額出資の特殊会社。

- ・優良な産業廃棄物処理業者の育成を図るため、処理業者の優良認定を行うとともに、関係団体と連携して、処理業者が行う情報公開、社会貢献活動の取組を支援し、業界の健全な発展を図ります。
- **処理施設の確保**
 - ・処理施設の設置に当たっては、生活環境影響調査結果に基づく生活環境の保全への適切な配慮など、法令に基づく厳正な審査を行うとともに、稼働中の施設は維持管理の遵守を指導し、施設に対する信頼性の確保を図ります。
 - ・民間業者による最終処分場の確保が困難になっているため、広島市出島地区及び福山市箕沖地区において、公共関与による安全・安心な処分場を計画的に整備します。
 - ・アスベスト廃棄物及び微量 PCB 廃棄物の適正処理を推進するため、無害化処理施設の整備を推進します。

(3) 廃棄物不法投棄防止対策

- **不法投棄防止に向けた啓発、監視の強化**
 - ・陸域・海上・上空からのパトロールを実施して、不法投棄等の不適正処理の早期発見を図り、原因者の究明や改善指導を徹底します。
 - ・県庁に設置する「不法投棄 110 番・ファックス」、業界団体と締結した不法投棄通報協定等により、県民等から不法投棄などの不適正処理の情報を幅広く収集し、関係機関に迅速な情報提供を行い、早期対応・早期解決に努めます。
 - ・県・市町・警察署等で構成する地区不法投棄防止連絡協議会や市町職員の県職員への併任制度等により、市町等の関係機関と連携して、地域に根ざした監視、啓発活動を推進します。
- **市町の不法投棄防止対策に対する支援**
 - ・引き続き、市町が実施する不法投棄防止対策に関する事業に対して支援を行います。

【環境の状態等を測る指標】

指標項目(内容)	単位	現状値(H20)	目標値	目標年度
産業廃棄物の不法投棄件数 (投棄量10t以上)	件	8	0	設定なし
産業廃棄物の最終処分場の 残余年数	年	7.0(H19)	最終処分量の 10年以上を 確保	

40. アスベスト：石綿ともいわれ、天然に存在する繊維状の鉱物のこと。繊維が肺に突き刺さったりすると肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになり、WHO（世界保健機関）ではアスベストを発ガン物質と断定。日本でも、大気汚染防止法（1968）により、1989年に「特定粉じん」に指定され、使用制限または禁止されるようになった。